

A13 持分の定めのある社団医療法人の出資持分の譲渡について、医療法等に明確な規定がなく、その可否については明らかにされていません。社団医療法人の「社員間」の出資持分の譲渡について定款に反しない限り許されるものとして判例が示されています。

退社をして出資持分の払戻しを受けた場合には、当初の出資金額を超える部分については剰余金の分配に該当し配当所得として課税されます。また、第三者への譲渡が出資持分払戻請求権の譲渡に該当すると株式等の譲渡所得として課税されます。

(1) 退社して医療法人を承継する場合

持分の定めのある社団医療法人は「社団医療法人モデル定款（昭和 61 年健政発第 410 号 厚生省健康政策局長通知）」において、社員がその資格を失う理由として「除名、死亡、退社」を挙げ、「社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻を請求することができる。」としています。

よって、定款に基づき、医療法人の出資を持つ社員が退社した場合には、その出資額に応じて払戻しを受けることになります。その場合一般的には時価で払戻すことができるとされています。

社員の退社により、出資持分が時価で払戻された場合には、当初の出資金額を超える部分は「法人から社員その他の出資者の退社若しくは脱退による持分の払戻し」に該当し、その金額は配当所得の金額とされ、総合課税となります。

また、所得税の計算上は「配当控除」の適用を受けることができ、医療法人は払戻しの際に配当等に対する源泉徴収（20%）をする必要があります。

平成 22 年 4 月 8 日の最高裁で、出資金等の返還に関する判決では、「医療法人の定款にその法人の解散時にはその残余財産を払込出資額に応じて分配する旨の規定がある場合において、同定款中の退社した社員はその出資額に応じて返還を請求することができる旨の規定は、出資した社員は、退社時に、当該法人に対し、同時点におけるその法人の財産の評価額に、同時点における総出資額中のその社員の出資額が占める割合を乗じて算定される額の返還を請求することができることを規定したものと解すべきである。」と判断されています。

(2) 社員の地位を保ちながら医療法人を承継する場合

医療法においては、出資持分の譲渡に関する規定はありませんが、実務上、財産権である出資持分の譲渡は行われています。従って、実務の実態に合わせ、出資持分を有する社員は、その社員資格を有したまま出資持分の全部または一部を譲渡できると解釈されています。

医療法人の承継に際し、前理事長は退社せず、社員資格を有したまま理事長を辞任して理事となり、業務を遂行し、新たに社員として入社する後継者が新理事長に

就任し事業承継をしていくこととなります。この場合、社員資格を有している前理事長が新理事長に出資持分を時価で譲渡し、持分の定めのある社団医療法人の財産権を譲渡することとなります。

実務的にも、出資持分の譲渡は行われており、法人からの持分の払戻しではないことから、配当禁止規定にも抵触しないと考えられます。この譲渡の際の前提としては、承継前に後継者に社員の身分を獲得しておく必要があります。

持分の定めのある社団医療法人の出資持分は、税法上有価証券に該当しますので、個人である社員が出資持分を譲渡した場合には、所得税の計算上、譲渡所得として課税され、医療法人の出資持分は、所得税では「特別の法律により設立された法人の出資者の持分など」に該当するため申告分離課税により税額計算をすることとなります。譲渡益が生じた場合に適用される税率は未上場有価証券であるため、所得税 15%と住民税 5%となります。この場合、医療法人には何の課税も発生しません。また源泉徴収義務もありません。

昭和 57 年 7 月 28 日の浦和地裁で、医療法人の出資持分の社員間の譲渡に関する判決では、「定款に反しない限り許される」とされています。

判決文は、「医療法によれば医療法人は都道府県知事の許可を受けて設立され、設立後も一定の監督を受け、剰余金の配当を禁じられている民法上の法人に準ずる公益的性格を有するものの、社団である医療法人の社員が社員の地位ないし社員としての出資に基づき法人に対して有する権利を他人に譲渡することも、医療法人の存立運営を害するものといえず、その法人の定款に反しない限り、これを許さないものと解すべきいわれはない」としています。

(3) 事業承継方法の検討

医療法人の事業承継に際して、上記①の場合には配当所得として総合課税され、上記②の場合には譲渡所得として申告分離課税されます。このように同じ事業承継の取引ですが、譲渡所得として課税された方が、配当所得として課税されるより税負担は少ないと考えられます。

その他確認事項として以下のことが考えられます。

- ・ 簿外負債、医療事故、過去の診療報酬不正請求などの危険担保
- ・ 借入金の前理事長の個人保証の整理

前理事長所有の土地建物などの資産の取扱い（法人への譲渡、理事長間の譲渡、賃貸借契約の締結など）